

## 郡山市外の墓地から合葬墓へ改葬する場合

① 現在の墓地がある市町村に、改葬許可の申請方法を確認してください。市町村によって必要書類等が異なります。

埋葬・埋（収）蔵証明書の様式は墓地がある市町村のもの、または墓地の管理者が発行したもので結構です。

② 現在の墓地の管理者（お寺の住職さんなど）から、合葬墓へ移したいお骨の埋葬・埋（収）蔵証明書をもらってください。

複数体のお骨を改葬する場合は、合葬墓の申し込みをする前にお骨の量（壺または袋の数がいくつになるか）を必ず確認してください。

③ ②でもらった埋葬・埋（収）蔵証明書の写しとその他必要書類を添付して、環境政策課で東山霊園合葬墓の申し込みをしてください。内容に問題がなければ2週間程度で合葬墓使用許可書を発行します。

その他必要書類は『郡山市東山霊園合葬墓利用のしおり』で確認してください。

合葬墓使用料をクレジットカード等キャッシュレス決済でお支払いいただく場合は即日発行が可能です。

④ 現在の墓地がある市町村で改葬許可証を取得してください。

改葬許可の申請は合葬墓の申請をする方が行ってください。

⑤ 現在の墓地の管理者に改葬許可証を提示し、お骨を取り出してください。

⑥ 東山霊園管理事務所に改葬許可証と合葬墓使用許可書を持参して納骨してください。

納骨の際は事前に東山霊園管理事務所（TEL024-955-2107）へお電話での予約が必要です。

◇お問い合わせ 郡山市役所 環境政策課（TEL：024-924-2731）  
〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23-7  
月～金（祝日を除く）（8時30分～17時15分）